



第2期

茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画



1 計画策定の趣旨

平成27年度から推進してきた茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画が令和元年度で計画期間終了となります。それに伴い、茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の検証を行い、新たに「子どもの貧困対策」についての取り組みの推進を加えることとし、保育ニーズの増加や今後の社会状況の変化に効果的に対応できる「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。本計画に基づき、これまで以上に子どもや保護者の視点に立ち、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

2 計画の位置づけ

- ◆子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画を一体的に策定するものです。
- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「茅ヶ崎市子どもの貧困対策推進計画」として位置づけます。
- ◆児童福祉法による市町村整備計画を包括するとともに、「母子保健事業計画」の施策を含みます。
- ◆茅ヶ崎市総合計画を上位計画とするとともに、子ども・子育てに関する分野の部門別計画として、関連計画と整合を図ります。

3 計画の期間と対象

計画期間は、令和2年度から令和6年度までとします。主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とし、本計画における「子ども」は、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。

4 基本目標

本計画では、茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画の理念を継承するとともに、茅ヶ崎市子ども・子育て会議、アンケート調査等の結果を踏まえ、茅ヶ崎市の目指す将来像として次のように基本目標を定めます。



すべての子どもの成長を喜びあえるまち



5 計画の体系

本計画は、基本目標を実現するため、6の基本施策で構成されています。「子どもの貧困対策」として、新たに「6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進」を設定し、推進していきます。

【基本目標】 【基本的な視点】

【基本施策】

【施策の方向】

すべての子どもの成長を喜びあえるまち

(1) 「子育て」できる環境づくり

(2) 「親育ち」が促進される地域の体制づくり

(3) 人と人とのつながりのある地域づくり

1 地域における子育ての支援

- ① 地域における子育ての支援サービスの充実
- ② 子育て支援のネットワークづくり
- ③ 子どもの健全育成
- ④ 世代間交流・市民活動の推進
- ⑤ 経済的負担の軽減

2 乳幼児期の教育・保育の充実

- ① 就学前教育・保育の体制の確保
- ② 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進
- ③ 保育サービスの充実
- ④ 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

3 親と子の健康の確保及び増進

- ① 親と子の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療にかかるサービスの充実

4 子育てを支援する生活環境・安全の確保

- ① 安心して外出できる環境の整備
- ② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ③ 子どもを犯罪被害から守るための活動の推進
- ④ 被害に遭った子どものための相談の実施

5 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ① 児童虐待防止対策の充実
- ② ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③ 障害児施策の充実

6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進（新規）

- ① 教育の支援の充実
- ② 生活の安定に資するための支援の充実
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援の充実
- ④ 経済的支援の充実

6 施策の展開

基本施策1 地域における子育ての支援

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるようにしていくためには、身近な地域や学校等との関わりの中で、子育ての喜びや楽しみを共有できる仲間や援助者がいることが重要なことから、子育てに対する理解を進めるための交流の場の設置や協力者の育成などを通じた地域のつながりづくりを推進します。また、地域に密着したきめ細かな子育て支援活動が展開されるよう、関係機関等との連携を図りながら、子どもや子育てに関するあらゆる相談に迅速・適切に対処できる体制を強化し、地域における総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

基本施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、この時期における教育・保育は、子どもの心身の健やかな成長を促す上で、大変重要な役割を担っていることから、「内面的能力（非認知能力）」の展開に重点を置きつつ、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携を深めていきます。

また、引き続き、保育の量の拡大と、保育人材の確保、教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進するとともに、ニーズに合った多様な教育・保育サービスを行います。

基本施策3 親と子の健康の確保及び増進

各成長発達段階での健康診査や相談を通して、親子の健康維持に努めるとともに、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を行い、個々の状況に寄り添ったタイムリーな福祉サービスの提供や専門相談機関との連携による適切な支援を行います。

また、子どもたちは、学童期から思春期と、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられることから、小児医療にかかるサービスの充実とともに、子どもたちの成長を支えていくための思春期保健対策の充実に努めます。

基本施策4 子育てを支援する生活環境・安全の確保

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、のびのびと自由に行動できるよう、生活環境の安全確保、防犯のための活動の充実に努めるとともに、被害に遭った子どもへの相談体制の充実を図ります。

基本施策5 要保護・要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待への対応については、関係機関等の連携により、困難を抱える児童の早期発見及び児童虐待の予防的支援を行っていますが、その対応件数は年々増加傾向にあることから、子どもが安心して生活できるよう、さらなる相談体制の強化を図ります。

ひとり親家庭においては、子どもの養育や経済面の不安など、さまざまな問題を抱えることが少なくないため、今後もひとり親家庭の自立促進と、ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるような精神的、経済的支援に関する取り組みを推進します。

障害のある子どもが健やかに成長していくために、それぞれの発達段階において、障害の特性に応じた支援や教育が受けられるよう、関係機関等と連携した取り組みを行うとともに、障害のある子どもやその家庭を、地域全体で温かく見守り、支えていくための環境整備を進めます。

重点事業

- ・ 育児支援家庭訪問事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 子育て支援センター事業
- ・ 子育て練習講座「ほしつ☆メソッド」の実施
- ・ 巡回相談事業 など

重点事業

- ・ 待機児童解消のための保育所等の整備拡充（通常保育事業）
- ・ 保育士等研修事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） など



重点事業

- ・ 妊婦の健康管理の充実
- ・ 乳幼児の健康管理の充実
- ・ 予防接種の推進
- ・ 妊産婦、新生児、乳幼児などへの訪問指導
- ・ 小児医療費助成事業 など



重点事業

- ・ 子どもの安全を守る都市の推進

重点事業

- ・ 家庭児童相談事業
- ・ 茅ヶ崎市要保護児童対策地域協議会
- ・ 児童扶養手当の支給
- ・ 児童発達支援（児童発達支援センター含む）
- ・ 放課後等デイサービス など

基本施策6 子どもの今と未来を応援する取り組みの推進

子どもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、子どもの学習意欲の低下や生活習慣への影響、自己肯定感の欠如など、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼすことから、すべての子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭への支援の充実を図ります。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

重点事業

- ・生活困窮者自立支援事業
(子ども健全育成推進事業)
- ・母子・父子自立支援員による支援
- ・母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 など



7 量の見込みと確保方策

①認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の量の見込みと確保方策

	令和6年度 (量の見込み)	令和6年度(確保方策)
1号認定	2,575人	3,220人
2号認定	3,173人	3,198人
3号認定(1・2歳)	1,841人	1,707人
3号認定(0歳)	319人	360人

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	令和6年度 (量の見込み)	令和6年度(確保方策)
時間外保育事業(延長保育事業)	2,177人	2,177人
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	2,284人	2,255人
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	214人日	320人日
地域子育て支援拠点事業	30,941人日	41,600人日
一時預かり事業(幼稚園型)	29,458人日	89,298人日
一時預かり事業(幼稚園型以外)	13,907人日	30,820人日
病児保育事業(病児・病後児保育事業)	265人日	720人日
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(小学生のみ)	3,000人日	3,700人日
利用者支援事業	3か所	3か所
乳児家庭全戸訪問事業	1,720人	保健師・助産師等の専門職員や主任児童委員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問します。
養育支援訪問事業	75人回	・保健師・家庭児童相談員の継続訪問による育児相談等の支援 ・ヘルパー(委託)による家事・育児の援助
妊婦健康診査	(届出数) 1,747人 (受診数) 20,265件	・神奈川県産婦人科医会が委託している医療機関及び市が委託している助産所で健康診査を受ける際に、健康診査費用の負担の軽減を受けることができます。 ・市ホームページ・広報紙を活用し、妊娠届出申請を早期にすることを勧め、健康診査費用の助成があることや妊娠期からの健康管理の必要性について周知をしていきます。

※上記以外に、「実費徴収にかかる補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」を実施します。

